

令和7年2月12日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
I-263	生体認証による入退室等管理システムの更新	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月27日（木）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. そ の 他
- （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - （4）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月25日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 - （5）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
 - （6）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）
また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。
メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線20823

仕様書			
件名	生体認証による入退室等管理システムの更新	作成年月日	令和7年1月30日
		防衛政策局調査課	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、入退室等管理システムの更新（以下、「本システム」という。）について適用する。

1.2 目的

防衛省防衛政策局調査課への入退室等を管理・記録するためのシステムを整備することにより、防衛省の情報保全体制を強化することを目的とする。

1.3 一般事項

- 本システムに係る成果物及び提出書類の著作権及び所有権は、防衛省に帰属するものとし、契約相手方は、防衛政策局調査課の承諾を得ることなく他者に本システムに関する情報を開示してはならない。
- 契約相手方は、本システムに関する契約履行に際し、官側が保有する資料等で貸与を受ける必要がある場合には、防衛政策局調査課と調整の上、貸与を受けることができるものとする。なお、契約相手方は、本規定に基づき貸与された資料等の取扱いについて、防衛政策局調査課の指定する条件を遵守するとともに、当該契約の履行後、直ちに返却しなければならない。
- 契約相手方は、本システムの契約において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約履行後においても同様とする。

1.4 法令規則類

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

- 情報システムに係る調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 情報システムの調達に係るサプライチェーンリスク対応のための細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応について（通知）（装管調第7725号。31.3.29）
- IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第7227号。31.3.29）

2. 製品及び役務に関する要求

2.1 システム構成

防衛省防衛政策局調査課においては、関係者が携行する IC カード及び生体情報を用いて、施設内の出入り状況を識別する本システムを構築、運用している。

本調達では本システム構成機器のうち、入退室制御装置（以下、セキュアパネルⅡ）及び電源ユニットⅡ（DC 12V）、シリアルインターフェースN、入退室管理サーバ、入退室管理ソフトウェアの更新を実施し、セキュリティシステムの適正・円滑な運用の維持を目的とする。

更新対象機器は表 1 に記載のとおりである。

また、本調達は更新対象機器の設置および設定作業を含むこととする。

継続設置機器は表 2 に記載のとおりである。

更新対象機器は継続設置機器との互換性のあるものとする。

2.2 機能

更新対象機器の機能については、それぞれ次の通りとする。

a) セキュアパネルⅡ

- (1) セキュアパネルⅡは、現行の入退室等管理システムへ接続し、既存の生体情報を含む利用者情報をダウンロードし運用の継続が可能であること。
- (2) 既設の電気錠・カードリーダー等の動作を制御するにあたり、現行システムのソフトウェアをバージョンアップすることで、現行の運用の継続が可能であること
- (3) バックアップバッテリーを搭載し、停電時等に 10 分以上動作可能であること。10 分以上経過し、バッテリー容量が低下した場合は安全にシャットダウンが行えること。また停電によるシャットダウン発生時はその履歴が記録されること。
- (4) 入退室管理サーバとセキュアパネルⅡ間の通信が途絶した場合も、セキュアパネルⅡが保持する設定情報（利用者情報含む）を元に認証判定および入退室が可能であること。この間に行われた入退室の履歴情報は通信復旧後に自動で同期されること。このとき、セキュアパネルⅡ1 台あたり最低 10 万件は欠損なく同期が行われること。
- (5) 生体認証機の故障・生産終了等のリスク対策として、セキュアパネルⅡには既存の 1 機種を含め 2 種類以上の生体認証機が接続可能であること。
- (6) セキュアパネルⅡ、カードリーダー間の通信は、AES128 ビットまたはこれと同等以上の暗号化規格（暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）により安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」（平成 25 年 3 月 1 日総務省、経済産業省）に掲載のあるものに限る。）により、全て暗号化を行って通信できること。

b) 電源ユニットⅡ（DC 12V）

- (1) 既存の生体認証機に電源供給可能なこと。
- (2) バックアップバッテリーを搭載し、停電時等に 10 分以上動作可能であること。10 分以上経過し、バッテリー容量が低下した場合は安全にシャットダウンが行えること。

c) シリアルインターフェースN

- (1) 既存の生体認証機と接続しセキュアパネルⅡと通信が可能であること。
- (2) 認証情報を生体認証機から受信し、セキュアパネルⅡへ送信可能であること。

d) 入退室管理サーバ、入退室管理ソフトウェア

- (1) 既存の入退室管理サーバを更新し、入退室管理ソフトウェアをバージョンアップすること。
- (2) 既存の設定、利用者情報（カード及び生体情報含む）を移行し継続利用可能であること。
- (3) 既存の履歴情報を移行し更新後の入退室管理ソフトウェアから検索、閲覧可能であること。
- (4) 入退室管理サーバの操作により利用者の生体情報を入退室制御装置へ登録が可能であること。利用者30000人以上の登録・管理が可能であること。
- (5) 対象機器を更新後も登録済みの生体情報が継続利用可能なこと。

e) その他

- (1) 更新機器を撤去後、新規機器の動作確認を実施すること。
- (2) 撤去機器は要求元が指示する庁舎内の指定場所へ保管すること。

2.3 更新時の設定・接続確認

本システムを更新後に管理者等によって利用者の登録等の操作ができるように、官側の指定する者を登録し動作確認を行うこと。また、既存登録者の認証も併せて動作確認を実施するものとする。

2.4 品質保証

確認は、防衛政策局調査課支出負担行為担当官等が実施する。

2.5 出荷包装

官側に引き渡しの際に包装を取り外すものとし、それ以外のものは、一般商習慣による包装とする。

2.6 納入場所

A棟 防政政策局調査課本課事務室（12階）及び同課情報保全企画室事務室（13階）

2.7 納入期限

令和7年3月31日

2.8 サプライチェーンリスクへの対応について

- a) IT利用装備品及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応について（通知）に基づく特約条項による。
- b) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は納入品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

2.9 役務に関する要求

a) 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- b) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

c) 業務従事者の選定・変更については、次のとおり実施するものとする。

- (1) 契約後速やかに本役務に適する業務従事者を選定し、名簿を契約締結後速やかに官側に

提出するものとする。

- (2) 本役務期間中、業務従事者を変更する場合においても、本役務に適する業務従事者を選定し、名簿を変更後速やかに官側に提出するものとする。

3. その他

- 3.1 防衛省市ヶ谷地区A棟への立ち入りについては、官側の指示に従って行うものとし、防衛政策局調査課本課事務室及び同課情報保全企画室への納入に当たっては、それぞれの事務室員の指示に従うものとする。なお、それぞれの事務室への携帯電話等の持ち込みは禁止するものとし、作業者が所持する場合には、事務室員の指示に従って、所定の場所に預けるものとする。
- 3.2 製品の更新に際し、庁舎又は施設を破損させる恐れがある場合には、これを防止するための措置を講じなければならない。なお、契約相手方の故意や過失により庁舎又は施設が破損した場合には、契約一般条項の定めるところにより、破損前の状態に修復するものとする。
- 3.3 契約相手方は、本契約の履行に当たり官側の支援が必要となった場合には、防衛政策局調査課と協議するものとする。
- 3.4 この仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官と契約相手方との間で協議するものとする。

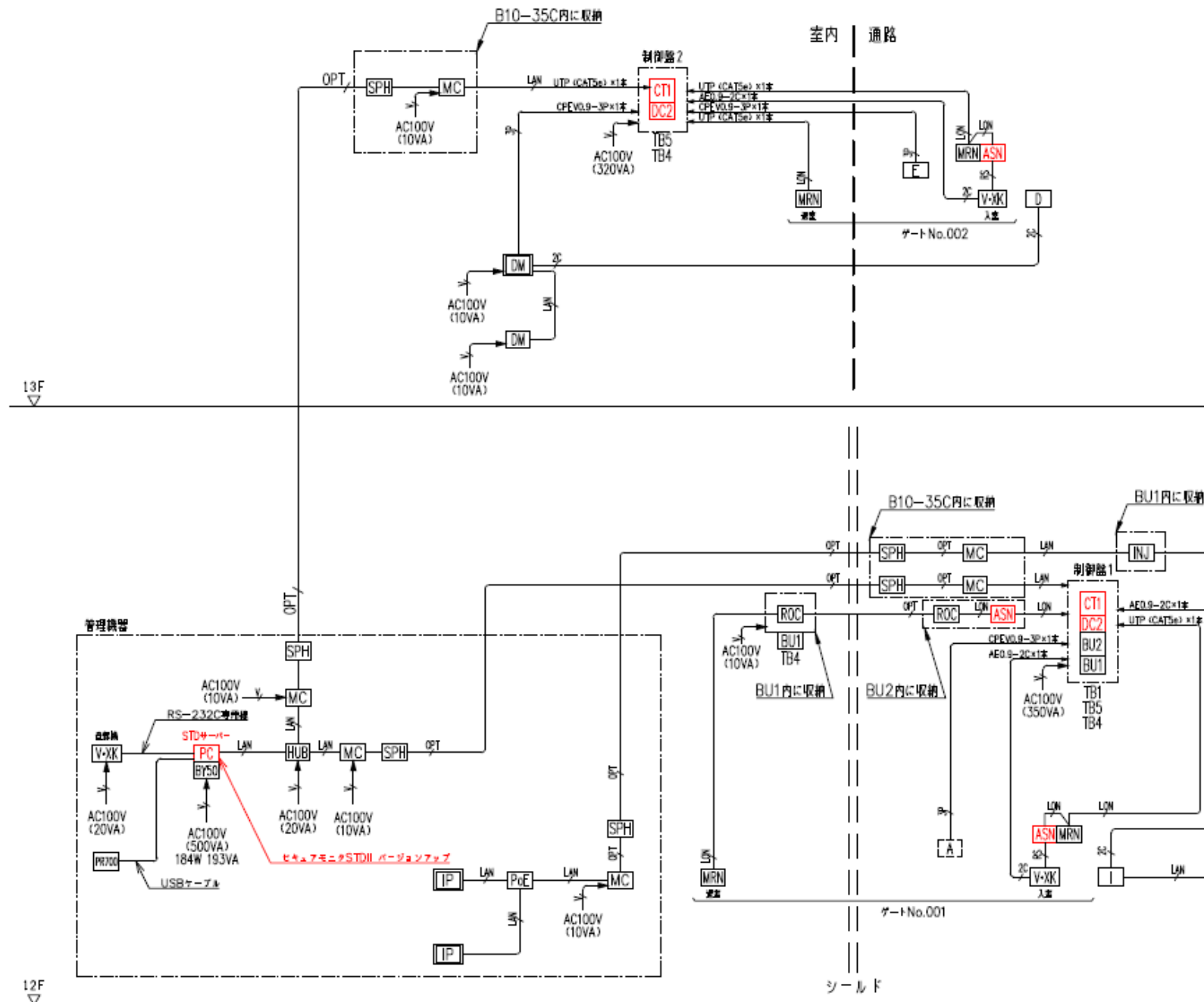
表 1 更新対象機器一覧

更新対象機器名	数量	単位	備考
セキュアパネルⅡ バックアップバッテリー（DC 24V）	2	式	GG2-CT1b GG2-BT1b
電源ユニットⅡ（DC 12V） バックアップバッテリー（DC 12V）	2	式	GG2-DC2 GG2-BT2b
シリアルインターフェースN	3	台	GG2-AS1b-B1NW
入退室管理サーバ（デスクトップ型）	1	式	モニタ、キーボード、マウス付
セキュアモニタSTDⅡ	1	本	GG2-RS1 バージョンアップ

表 2 継続設置機器一覧

継続対象機器名	数量	単位	備考
無停電電源装置	1	台	BY50FW
カード登録用リーダー	1	台	PR-700UDM(N)
スイッチングHUB（8ポート）	1	台	CentreCOM GS908TPL V2
PoEHUB（8ポート）	1	台	CentreCOM FS708TPL-PS
メディアコンバータ	6	台	CentreCOM LMC112
PoEインジェクタ	1	台	LAN-GIHINJ2

光接続箱	6	台	SPH-SA2-SC
ブランクユニット（ハーフ）	2	台	GG2-BU1 (取付ベース含む)
ブランクユニット（フル）	1	台	GG2-BU2 (取付ベース含む)
マルチカードリーダー	4	台	GG2-NC5b-N1AW
生体認証機	3	台	VP-II X-KU 内 1 台は登録機として使用 登録機用スタンド、ケーブル含む
ドアホンモニター付親機	1	式	K-JP-4MED
ドアホンモニター付増設親機	1	式	K-JP-4HD
カメラ付ドアホン子機	1	台	K-JP-DA
モニター付インターホン親機	2	台	IX-MV7-HB
インターホン子機	1	台	IX-DA
電気錠	1	台	
自動ドア	1	式	



※图中機器の記号は、下記による。

接続凡例 (記号表)

凡例	記号
2C	AE 0.9-2C (PF16)
3P	CPEV0.9-3P (PF22)
LAN	UTP CAT5e or LW222 (PF16)
LAN	UTP CAT5e (PF16)
OPT	マルチモードファイバーケーブル (PF22)
V	WF1.6-3C (PF16)

機器凡例

凡例	名称	型式	数	消費電力
PC	入居管理サーバーPC一式	ディスプレイ含む	1	300W
	ソフト:セキュアモニタSTDⅡ	GG2-RS1	1	
	ソフト:国産公開証バック	—	1	
	無停電電源装置	BY50FW	1	
PR00	カード読取用リーダー	PR-700UDM (N)	1	—
HUB	スイッチングHUB (8ポート)	CentreCOM GS908TPL V2	1	6.5W
PoE	PoE HUB (8ポート)	CentreCOM FS708TPL-PS	1	60W
MC	メディアコンバータ	CentreCOM LMC112	6	3.4W
SPH	光ケーブル	SPH-SA2-SC	6	—
ROC	RS232C光モデム	opt-23S2	2	6W
	再上ACアダプタ	SFN-830	2	
CT1	セキュアパネルⅡ	GG2-CT1b GG-BT1b	2	85W
DC2	電源ユニットⅡ・DC12V	GG2-DC2, GG-BT2b	2	170W
BU2	ブランクユニット (フル)	GG2-BU2	1	—
BU1	ブランクユニット (ハーフ)	GG2-BU1	1	—
TB1	取付ベース (OP1ユニット用)	GG-TB1	1	—
TB4	取付ベース (MN1ユニット用)	GG-TB4	2	—
TB5	取付ベース (MN2ユニット用)	GG-TB5	2	—
MRN	マルチカードリーダー (白)	GG2-NC5b-N1AW	4	—
ASX	シリコンインターフェースN	GG2-AS1b-B1NW	3	—
	ID読み取り用スキャナ	GG2-WA1-W	7	—
VP	手の平読取スキャナ	VP-Ⅰ X-KU	3	—
	同上光読取スタンド	VP-Ⅰ Xstand	1	—
	RS-232C専用線	VP-Ⅰ JP04S	1	—
DM	ドアホン装置	K-JP-4MED	1	34W
	増設読取机上スタンド	K-JPW-S	1	
	ドアホン 電源アダプター	PS-2420A	1	
DM	ドアホン装置	K-JP-4HD	1	34W
	増設読取机上スタンド	K-JPW-S	1	
	ドアホン 電源アダプター	PS-2420A	1	
DA	ドアホン装置	K-JP-DA	1	—
IX	モニター付インターホン装置	IX-MV7-HB	2	—
IX	インターホン装置	IX-DA	1	—
INJ	PoEインジェクタ	LAN-GHINJ2	1	33.7W
BU2	ブランクユニット (ハーフ)	GG2-BU1	1	—
TB4	取付ベース (MN1ユニット用)	GG-TB4	1	—
E	電源線	U9AUT50-1	1	—
A	自動ドア (製造工事)	—	1	—

※赤:今回工事